

鹿児島市健康づくり推進市民会議規約

(設置)

第1条 鹿児島市健康増進計画（以下「計画」という。）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が、共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民、関係機関、団体及び市が一体となった健康づくり運動を推進するため、鹿児島市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の普及啓発に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(会員)

第3条 市民会議の会員は、参加を希望する市民の健康づくりに寄与することを目的とする機関及び団体（以下「団体等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鹿児島市民の健康づくりに関する活動を2年以上行っていること。
- (2) 特定の宗教又は政党を支持する活動を目的としないこと。
- (3) 鹿児島市内で活動をしている団体等であること。

2 市民会議への参加及び脱退は、第7条に規定する企画運営委員会で決定するものとする。

(役員)

第4条 市民会議に、会長、副会長及び監事を置く。

2 会長は、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、第7条に規定する企画運営委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

5 監事は、会員から会長が委嘱し、市民会議の財務を監査する。

(部の設置)

第5条 市民会議に次に掲げる部を置き、会員は会長が指定する部に所属するものとする。

- (1) 市民普及部
- (2) 学校普及部
- (3) 健康づくり支援部

(総会)

第6条 市民会議の総会（以下「総会」という。）は、会員をもって構成し、第2条に掲げる事項のほか、市民会議規約の改廃に関することを協議及び決定する。

2 総会は、1年に1回以上開催するものとする。

- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 5 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(企画運営委員会の組織)

第7条 市民会議に、運営方針等について協議するため企画運営委員会を置く。

- 2 企画運営委員会の委員は、18人以内とし、総会において各部から6人以内を会員から選任する。
- 3 企画運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(企画運営委員会の会議)

第8条 企画運営委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、企画運営委員会の会議の議長となり、議事を総理する。
- 3 企画運営委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 企画運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 企画運営委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(企画運営委員会の部会)

第9条 企画運営委員会に、具体的な運営方針等を協議するため、部会を置く。

- 2 設置する部会の種類及び委員数は、次のとおりとする。
 - (1) 市民普及部会 6人以内
 - (2) 学校普及部会 6人以内
 - (3) 健康づくり支援部会 6人以内
- 3 企画運営委員会の委員は、自らが所属する部と同一の分野の部会委員となるものとする。
- 4 部会に部会長及び副部会長をおき、各部会に所属する委員の互選によってこれを定める。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、企画運営委員会の委員長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があったときはその職務を代理する。
- 4 部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 部会は、協議の結果を企画運営委員会の委員長に報告しなければならない。
- 7 部会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(連携調整会議)

第11条 部会は、計画の普及啓発と推進に関し、各機関及び団体の連携にかかる事項を協議するため、連携調整会議を必要により開催する。

2 連携調整会議は、部会長が招集する。

3 連携調整会議の開催にあたり、部会長は協議事項に関係のある会員の参加を求めることができる。

4 連携調整会議に、会を進行するための座長を置く。

5 連携調整会議の座長は、参加者の互選によってこれを定める。

6 連携調整会議は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。

7 連携調整会議は、協議の結果を部会長に報告しなければならない。

(任期)

第12条 会長、副会長及び監事、企画運営委員会の委員、企画運営委員会の部会長及び副部会長並びに連携調整会議の座長（以下「座長」という。）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 欠員を生じた場合、補欠選任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長等は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行なわなければならない。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第14条 市民会議、企画運営委員会、部会及び連携調整会議の庶務は、鹿児島市保健所保健政策課において行う。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が企画運営委員会に諮って別に定めるものとする。

付 則

この規約は、平成14年7月5日から施行し、平成14年5月25日から適用する。

付 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成25年7月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。